

第1号様式(第9条関係)

条例見直し調書

		作成年度	平成26年度	次回見直し予定	平成31年度
条例名	神奈川県蜜蜂転飼調整条例				
条例番号	昭和29年神奈川県条例第48号	法規集	第9編第4章第2節		
所管室課	環境農政局農政部畜産課				
条例の概要	蜜蜂の飼養者が相互に利害を阻害されないよう、県内における蜜蜂転飼の調整を行い、養蜂事業の健全な発達を図ることを目的に、転飼の許可及び手数料に関し必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	蜜蜂の飼養者が必要な蜜源を確保し相互に利害を阻害されないよう、蜜蜂の転飼を知事の許可により行い、蜂群の配置を適正に調整する必要がある、本条例は、その目的達成のため引き続き必要な条例である。			
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	転飼調整については県職員、県養蜂組合員を委員として構成する転飼調整委員会で行い、この調整結果に基づき転飼の許可を与えることで蜂群の適正配置がなされており、本条例は、目的達成のため有効である。			・許可申請状況 21年度 818群、21ヶ所 22年度 797群、25ヶ所 23年度 762群、27ヶ所 24年度 795群、26ヶ所 25年度 200群、20ヶ所
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	養蜂振興法に基づく飼養届により県内における年間の転飼計画を把握し、転飼調整委員会で予め一括調整したうえで許可を与えており、効率的に運用を図っている。			
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	県政運営の総合的・基本的指針である総合計画「かながわグランドデザイン」<基本構想>において、産業・労働分野の2025年にめざすがたとして「農林水産業の活性化」を掲げており、養蜂事業の健全な発展を図る本条例は、県政の基本的な方針に適合している。			
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	養蜂振興法に基づき、その実施に必要な事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触しない。			養蜂振興法の最終改正：平成24年6月27日
その他					
見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 ⑤ 廃止を検討する。			理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	

